

令和7年度 県立厚木北高等学校不祥事ゼロプログラム

県立厚木北高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり令和7年度の不祥事ゼロプログラムを定める。

実施責任者

厚木北高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は校長、副校長及び教頭を補佐し、事務長を補助する。

課題	目標	行動計画
①法令遵守意識の向上(法令の遵守、服務規律の徹底)	○教育の専門家としての自覚、意識を高め、倫理意識の保持向上を図り、不祥事を未然に防止する。	○勤務時間の内外を問わず、教育公務員の立場を常に自覚して生徒・保護者に対して職責を果たすプロ意識の強化を図る。 ○不祥事防止会議・不祥事防止研修において、職員啓発・点検資料で点検、振り返りを行い、教員に求められる行動を確認し、不祥事防止を徹底する。 ○「教員のコンプライアンスマニュアル」の活用を推進する。
②職場のハラスメント(パワハラ、セクハラ、マタハラ等)の防止	○ハラスメントを防止し、職員がその能力を十分に発揮できるような良好な勤務環境を整える。	○校長が、すべての教職員に個別面接での手厚い聞き取りを実施する。 ○ハラスメント防止に係る職員研修の実施やリーフレットの配付を行う。 ○教職員のアンケートを実施する。 ○ハラスメントの相談窓口を生徒に周知する。 ○日頃から「気になることは、すぐに相談」と声掛けを行い、不祥事防止意識の醸成を図る。
③生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止	○生徒との不適切な関係、立場を利用した不適切な行為(わいせつ行為)、生徒等を傷つけるような性的言動(セクシュアル・ハラスメント)等を絶対に行わない。	○生徒指導・支援、部活動指導等では、必ず複数人で対応する。 ○生徒とのSNS等利用の禁止を徹底する。 ○生徒連絡先の適正な取得・管理方法、教科準備室等の適切な利用を周知し、ルールを厳守する。 ○生徒のセクハラに対する意識を啓発し、相談体制を周知するとともに、アンケート実施、セクハラ実態の把握、事実確認及び被害への対応を行う。 ○差別、偏見及びハラスメントにつながる言動を行わないことを確認し、セクハラ行為を防止する。
④体罰、不適切な指導の防止	○体罰、暴言等の不適切な行為は決して許さない学校風土をつくる。	○校長がすべての教職員に個別面接を行い、不適切な指導の防止を徹底する。 ○管理職が定期的に校内巡視をする。 ○「気になることは、すぐに教職員相互が声掛けをする。」この雰囲気を醸成する。 ○生徒へ校内における相談窓口を周知する。 ○「体罰防止ガイドライン」を活用し、校内研修を実施し、教職員の子どもの人権を守る人権感覚をより強化させる。

⑤入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○各業務に関するマニュアル等を厳守した適切な事務処理を行う。 ○相互チェック機能を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○入選マニュアルをカラー印刷し、各業務を複数体制で遂行し点検・確認を確実に行う。 ○答案用紙の誤廃棄を防止のために、試験期間中のシュレッダー使用を中止し未然防止を図る。 ○成績処理、進路書類に関するマニュアル、チェックシートを整備し、チェック体制の精度をより向上させ、業務完遂と事故防止を図る。
⑥個人情報等の管理、情報セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒に係る個人情報を扱う際のルールを厳守する。 ○情報資産の機密性、完全性を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教務手帳は指定のロッカーに保管し、管理職が返却の点検を行う。 ○個人情報持ち出し手続きを確実に行う。(携帯電話等への登録も同様とする。) ○貸出し用USBメモリの棚卸しを定期的に行い、管理を徹底する。 ○県情報セキュリティポリシーに基づき、セキュリティ対策を推進する。
⑦交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ○交通法規の遵守に努めるとともに、交通違反や交通事故を防止する。 ○酒酔い、酒気帯び運転を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発資料を活用した研修を行い、職員の意識を高め、事故防止に組織的に取り組む。 ○「交通法規の遵守」「交通事故防止」「飲酒運転は同乗者も免職」等の注意喚起を図る。
⑧業務執行体制の確保等(情報共有、相互チェック体制、業務協力体制)	<ul style="list-style-type: none"> ○文書類の整理・保管を徹底する。 ○危機管理意識の徹底と不祥事防止を図る。 ○適正な業務遂行環境を確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○起案・決裁等を確実に行い、決裁済みの文書はキャビネットに適切に保管する。 ○日頃から危機管理意識を喚起し、不祥事の未然防止を徹底する。 ○ある時期に過大に業務が集中していないか点検し、過大な場合は適正化を図る。
⑨財務 事務等の適正執行	<ul style="list-style-type: none"> ○備品管理の適正化を推進する。 ○不適正経理、不適切な現金取扱を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○備品の現物照合を確実に行う。 ○会計事務等の適正執行の徹底を図る。 ○私費会計基準に則った会計処理の徹底を図る。
⑩部活動指導の点検	○部活動の目的や活動の意義を再確認し、安全に配慮した活動を行う。	○部活動総点検を定期的(各学期末ごとの年3回)に設定し、生徒用点検表、顧問・指導者用点検表を用いて、望ましい環境で活動ができているかの確認を行う。

検証及び評価

不祥事防止所属長点検および職員各自の自己点検により検証を行う。

検証の結果、新たな目標設定(各目標の修正を含む。)が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、令和8年度における県立厚木北高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

実施結果

検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめのうえ、教育局行政課の求めに応じ、本校ホームページで公表する。

事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。